

学校給食費についてのお知らせ

川崎市では、令和3年4月から、学校給食費を市の予算に計上し管理する「公会計」制度に移行しました。

1 学校給食費の納付金額

- 1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- 毎期の納付金額は定額となり、目安は次表のとおりです。具体的な金額は6月頃に通知書をお送りします。
- 「牛乳なし」は、食物アレルギーや乳糖不耐症等と認められ、「学校給食費区分変更届」を提出した場合に適用されます。また、はっこう乳等の飲み物全般が停止の対象となります。

校種		中学校			特別支援学校		
学年		小学校	1・2年生	3年生	幼稚部	小学部	中学部・高等部
月割額	完全給食	4,600円	4,800円	4,600円	3,000円	4,500円※	5,400円
	牛乳なし	3,700円	4,000円	3,800円	2,100円	3,600円※	4,400円

※特別支援学校 小学部 各分教室については小学校と同じ金額になります。

2 学校給食費の納付方法

- 学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。口座振替登録は、納期限の前月20日までに受け付けたものから、翌月以降、取扱いを開始します（土日・祝日等の場合、納期限は翌営業日となります）。
- 令和5年度の口座振替日（納期限）は次のとおり予定しています。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
納期限	6月30日	7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月29日
対象月	4,5月分	6月分	7月分	8,9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2,3月分

【学校給食費の口座振替による納付に御協力をお願いいたします。】

口座振替の手続きはインターネット上のWeb口座振替受付サイトからも申込みできます（裏面URL参照）。

3 学校給食費関連の配布物

年間の学校給食費及び納期限については、6月中旬に「学校給食費納入額決定通知書」をお送りします。また、支払方法が納付書払の方には、月の20日前後に「学校給食費納入通知書」と同封して納付書をお送りします。

4 住所や氏名、口座情報等が変更となった場合〔令和5年度変更〕

- 学校給食費負担者の住所、氏名、電話番号に変更があった場合の手続きは、次のとおりです。

変更内容	学校に提出する書類	備考
住所（配布物の送付先）	なし※	※住所変更があった場合は、区役所に届け出ていただいた新住所に、配布物の送付先が変更されますので、「学校給食申込書記載事項変更届」の提出は不要ですが、 <u>区役所に届け出た住所以外への住所に送付を希望される場合は、「学校給食申込書記載事項変更届」を必ず学校に御提出ください。</u>
学校給食費負担者の氏名	学校給食申込書記載事項変更届	
電話番号		

- 学校給食費の口座情報に変更があった場合の手続きは、次のとおりです。

変更内容	必要な手続き
振替口座の変更	学校から「口座振替納付依頼書」を受け取り、川崎市の指定金融機関へ提出してください。
口座名義の変更（姓の変更等）	「学校給食申込書記載事項変更届」に通帳の写し等、変更後の名義人がわかるものを添付し、学校に提出してください（ゆうちょ銀行は、指定の専用用紙による窓口での手続きが必要です）。

5 学校給食費の調整（精算）について

(1) 学校給食の提供について、停止・再開・変更を届け出る場合

- 学校給食の提供を「停止する（食べない）」「停止から再開する」「給食の内容を変更する（牛乳の停止又は牛乳のみの提供）」とする場合は、**事前に学校へ「学校給食費区分変更届」を提出いただくことにより、学校給食費の調整を行います。**

食物アレルギー等により、牛乳を停止又は牛乳のみの提供を受ける場合など

食物アレルギー等により、「①給食を停止」「②牛乳を停止」「③牛乳のみ提供」となる場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に提出してください。①～③の区分に応じて、学校給食費を調整します。

傷病や長期欠席等により、連続して4日以上給食を食べない場合

傷病や長期欠席等により、給食実施日において**連続して4日以上**給食を食べないことがあらかじめわかっている場合は、「学校給食費区分変更届」を学校に提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

市立学校以外へ転校する場合

市外への転出や、私立学校へ転校する場合などは、通常の転校の手続きは必要となりますが、学校給食に関する文書の提出は原則不要です。なお、食材発注の都合上、学校給食費の請求をすぐに停止することができませんので、あらかじめ御了承ください。

学校給食費の調整（停止・再開・変更）は、学校への届出に基づいて行います。

学校給食費の調整は、**学校が届出（「学校給食費区分変更届」又は市立学校以外への転校の届出）を受けた日の翌日から起算して8日目（土日・休日等を除きます）以降に適用されます。**

特に、学校給食の停止については、届出がない限り食材発注が行われますので、喫食の有無にかかわらず、学校給食費の請求が発生します。つきましては、**確実に学校への事前の届出をお願いします。**

届出が遅れた場合は、御希望の日から適用ができませんので御注意ください。

（例）令和5年11月24日（金）～29日（水）の学校給食を停止したい場合

→ 学校への「学校給食費区分変更届」の届出期限：令和5年11月13日（月）

(2) 学校行事や臨時休業等により、学校給食の提供がなかった場合

- 学校行事等により、あらかじめ給食を実施しないとして設定した日の学校給食費は徴収しません。
- 台風や感染症により、学校が臨時休業（学校・学年・学級閉鎖）した際など、学校給食の提供がなかった場合は、学校給食費は徴収しません。なお、臨時休業等に伴い急遽利用できなくなった給食食材は、SDGsの取組として、こども食堂等の食材に活用する場合があります。
- **これまで、新型コロナウイルス感染症の陽性又は濃厚接触者になり学校給食を欠食された場合、学校給食費を返金していましたが、令和5年5月8日、同感染症が感染症法の「5類」に変更されることに伴い、同日以降、季節性インフルエンザと同様に返金しない対応とします。なお、臨時休業の場合は、引き続き返金します。**

(3) 学校給食費の調整は第9期で行います。

- 学校給食費の調整は、原則として第9期で行います。2月に給食実施回数に応じた1年間の学校給食費を確定し、第9期の納付金額から精算します。
- 調整後の納付金額については、「学校給食費納入額変更通知書」で2月にお知らせします。市外転出等の場合は、事由発生の翌月以降に郵送します。
- 第9期の納付金額の確定以降、学校給食費を調整する事由が発生した場合は、3月に請求又は還付を行います。追加請求の場合は、全て納付書によるお支払いとなります。
- 学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分に充当します。

(4) 学校給食費の支払いが困難な場合

- 生活保護や就学援助を受けている方は、学校給食費の負担はありません。認定に時間がかかり、先に納付いただいた認定対象分の学校給食費は、認定後に還付します（なお、**就学援助を受けるためには、昨年度認定を受けていた方も含め、あらためて申請を行う必要があります**）。



↑ Web口座振替受付サイトはこちらからアクセスできます。

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 健康給食推進室

電話 044-200-2539 FAX 044-200-1810

メールアドレス 88kyusyoku@city.kawasaki.jp

公会計化HP <https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000121366.html>



「学校給食費区分変更届」や「学校給食申込書記載事項変更届」の用紙は、各学校で配布しています。また、上記の川崎市のホームページからもダウンロード可能です。金融機関に提出する「口座振替納付依頼書」は学校からお渡します。